

2022年4月

■登録責任者について■

熊本県吹奏楽連盟事務局

令和4年度総会において承認された「熊本県吹奏楽連盟規約」の変更に従い、総会を構成する各団体の責任者を「登録責任者」とし、その位置づけを明確化しました。

「登録責任者」とは、各団体において熊本県吹奏楽連盟に加盟する際に自団体の責任を負う者として登録された方を指します。

具体的には、登録責任者は、総会等における連盟の意思決定への参加、吹奏楽コンクール代表者会等への参加、連盟主催の各種行事への参加や協力、加盟金の支払い義務や各種事業への参加料等の振り込みの履行などについて責任を負い、連盟と各団体との窓口となる方です。

総会や吹奏楽コンクール代表者会等、各団体の権利行使および義務履行に関する決定が関わる諸会議においては、本来は登録責任者のみが参加する権利を有するため、これ以外の方が参加する場合は必ず登録責任者からの委任を受けてください。

また、加盟においては加盟金の支払い及び連盟規約の遵守等の義務が伴うこと、上位大会予選への出場においては被推薦時に出場の義務が伴うこと等があるため、必ず「所属長」の許可を受けていただく必要があります。この点についても、これを機に再度ご確認ください。

当該年度総会時点で、各団体の登録責任者は出欠はがきにおいて「団体責任者」として記載された方となっております。その後、変更等が生じた場合は、事務局にお知らせください。

1. 中学校・高校等学校団体および小学生校内団体(小学校団体)の場合

登録責任者は、顧問代表となります。実質的指導者(外部指導者等)がこれと異なる場合でも、登録責任者は顧問代表となります。所属長は、この顧問代表が属する学校長です。

2. 小学生校外団体の場合

登録責任者は、総会や吹奏楽コンクール代表者会等への参加をする団体の代表者となります。この場合、各団体の事情に応じて、団体代表、指導者、保護者代表等のいずれでも可となります。所属長は、当該団体・組織を社会的・対外的に代表する立場の方で、各団体の事情に応じて、登録責任者や書類等の郵送先と異なっても構いません。

3. 大学団体の場合

登録責任者は、総会や吹奏楽コンクール代表者会等への参加をする団体の代表者となります。この場合、連盟へ届け出ている学生代表または顧問(ないし実質的指導者)のいずれかが該当します。所属長は、大学の長または当該団体を大学内において所管する部局の長(ないしこれに準ずる部署・役職の方)のいずれかとなります。

4. 一般団体の場合

登録責任者は、総会や吹奏楽コンクール代表者会等への参加をする団体の代表者となります。この場合、連盟へ届け出ている団長または団体が代表者として選出している方のいずれかが該当します。所属長は、当該団体の団長となります。